

ホワイトニング契約書（クリスタルホワイトニング）

_____（以下「甲」という。）と利用者は、甲が行うホワイトニング（以下「ホワイトニング」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（コース・料金・支払方法）

1 利用者は、各号に定める回数券を購入することで、各号に定める有効期間中、通常料金よりも低価格でホワイトニングを利用することができる。なお、本契約のホワイトニングのコースとして、クリスタルホワイトニングが対象である。

	ボトル代	金額	有効期限
<input type="checkbox"/>	1本	\$ 137	1年

	パスポート	金額	有効期限
<input type="checkbox"/>	2年	100,800円（500円/回）	2年
<input type="checkbox"/>	1年	34,800円（2,500円/回）	1年
<input type="checkbox"/>	半年	12,000円（4,000円/回）	6か月
<input type="checkbox"/>	なし	0円（6,600円/回）	ボトル有効期限

2 ボトルキーププランとして、ボトル1本につき12回分通うことができる。

ボトルの有効期限は、開封後の場合は開封から1年間、未開封の場合は3年間とする。

3 利用者に各号に定める事由があった場合には、1回分の回数券を消化するものとする。

- (1) 予約日時の3時間以内にキャンセルした場合
- (2) 事前の連絡なく予約日時に利用しなかった場合
- (3) 予約日時から15分以上遅れて来店した場合

4 利用者は甲に対し、前項の金額をクレジットカード又は現金によって支払う。

ただし、ボトル代（\$ 137）に関してはクレジットカード又はデビットカードのみ使用できる。

第2条（中途解約）

1 利用者は、有効期限内に限り、中途解約することができる。

2 乙は中途解約するにあたり、本件店舗に来店し甲所定の書式に記入することで解約手続きを行うものとする。

3 中途解約された場合、ボトル代は消耗品（1年の使用期限）のため返金ができない。算出された金額が0円以下になる場合には甲は返金しない。

【利用者が支払った金額 - (通常価格12,500円×利用回数)】

4 前項の返金は、現金手渡し又は振込により行うものとする。振り込みの場合の振込手数料は利用者の負担とする。

第3条（有効期間）

第5条、第6条及び第8条、第10条及び第11条までの規定は、第1条に定める各コースの利用期間満了時後も効力を有するものとする。

第4条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、甲に対して、次の各号について表明し保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

- 2 利用者について、前項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、甲は何らの催告を要せずして本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定により本契約を解除された場合には、利用者は、甲に対し、利用者の被った損害を賠償するものとする。一方、利用者は解除により損害が生じたとしても甲に対し一切の請求を行わない。

第5条（遵守事項）

- 1 利用者は、ホワイトニングを受けるにあたり、甲の指示を遵守しなければならない。
- 2 利用者が前項の指示を遵守しない場合には、甲はホワイトニングを中止し、第7条に従い契約を解除することができる。

第6条（損害賠償請求）

- 1 甲は、故意重過失及びホワイトニングの際に利用する製品に欠陥がある場合を除き、利用者に対し、損害賠償責任を負わないものとする。
- 2 前項に関わらず、利用者が同意書の記載事項に違反した場合その他自身の責めに帰すべき事由によって損害を被った場合には、甲はその賠償の責任を負わないものとする。
- 3 利用者の責めに帰すべき事由によって甲が損害を被った場合には、利用者はその損害を賠償しなければならない。

第7条（契約解除）

- 1 甲は利用者につき次の各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は利用者に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。なお、解除により甲に損害が発生した場合には、甲は損害賠償請求をすることができる。
 - (1) 利用者が本契約に定める条項に違反した場合
 - (2) 利用者が同意書の記載事項に違反した場合
 - (3) その他利用を困難にさせるような信頼関係を破壊する事情があった場合
- 2 利用者は、甲に本契約を解除されたとしても、回数券の購入代金や未利用分の返金を求めることができない。

第8条（個人情報）

- 1 甲は、利用者から提供された個人情報を利用者の確認・照会の目的で利用する。この目的の範囲を超えて利用をする場合には、事前に利用者の承諾を得るものとする。
- 2 甲は、利用者の個人情報を、法律に特別の定めがある場合を除き、第三者に開示、提供しない。

第9条（権利の譲渡）

利用者は、甲の事前の承諾がある場合に限り、自身の配偶者、両親、子、兄弟姉妹に本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務の全部又は一部を譲渡することができる。

第10条（管轄）

- 1 本契約の準拠法は、日本法とする。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

甲及び利用者は、本契約の条項の解釈に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めのない事項については、誠実に協議の上解決する。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲及び利用者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

印

(利用者) 住 所

氏 名

印